「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター等使用規約

(目的)

第1条 この規約は、「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター、シンボルマーク、標語等(以下、「ポスター等」という)の使用に関して定めるものとする。

(種類)

- 第2条 「健康のため水を飲もう」推進運動に係るポスター等の種類は下記のものとする。
 - (1) ポスター
- (2) チラシ
- (3) シンボルマーク
- (4) ポスター及びチラシの標語等

(対象)

第3条 各種事業・媒体・製作物等に、ポスター等を使用する場合とする。

(使用申請)

第4条 ポスター等の使用を希望するものは、「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター等使用許可申請書(様式1)を「健康のため水を飲もう」推進委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 委員長は第4条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター等使用許可申請書(様式1)により通知するものとする。

2 委員長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付すことができる。

(許可基準)

第6条 委員長は、第4条の規定による申請について、次の各号に該当する場合はポスター等の使用を 許可する。

- (1) 本運動に寄与するもの
- (2) 本運動を広くPRしようとするもの
- (3) 本運動のイメージアップを図るもの
- (4) 水道水を否定しないもの

以上の4点を踏まえ、委員長が事前にこれら条件を満足することを確認した上で、使用を認める。

(使用許可の制限)

第7条 委員長は、第4条の規定による申請について、次の各号に該当する場合はポスター等の使用を 許可しない。

- (1) 「運動」が個別の製品・商品の利用を勧め、また、それを厚生労働省が後援しているように受け 取られる引用の仕方。
- (2) 「水道など身近な水の大切さを再認識」してもらうという運動の趣旨に反する引用の仕方(水道水を否定するなど)。
- (3) 『当社は「運動」に参画しています。』というような表現(「運動」の主催者や後援者が当該企業の商品に一定の評価を与えているとの誤解につながるため)。
- (4) 選挙活動又は宗教活動に使用するとき
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (6) その他、許可するものとして不適切なもの

(遵守事項)

第8条 ポスター等を使用するにあたり、下記の各号を遵守すること

- (1) オリジナルデザインを変更して使用しないこと
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと

(使用内容の変更等)

第9条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター等使用変更許可申請書(様式2)により委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の規定による変更申請について適当と認めたときは、「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター等使用変更許可申請書(様式2)により通知するものとする。

(使用の報告)

第10条 有料の事業及び製作物等に使用したものは、「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター等 使用報告書(様式3)により前年度の実績を報告しなければならない。

(使用許可の取消)

第11条 委員長はポスター等の使用に関して、不適切な使用を行っていると判断する場合は使用許可の取消を命ずることができる。

(使用料)

第12条 ポスター等のデザインの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ポスター等を使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、申請者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、ポスター等の使用に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附則 この規約は平成30年7月1日から施行する。